

令和元年度

飯山市財政健全化審査意見書

飯山市公営企業会計経営健全化審査意見書

飯山市監査委員





監委第15号  
令和2年8月17日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市監査委員 服部 晴邦  
飯山市監査委員 上松 永林



令和元年度飯山市財政健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された、令和元年度飯山市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。



## 令和元年度 飯山市財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 2 審査の実施方法及び着眼点

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、飯山市監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施場所及び日程

実施期日	監査対象課等	実施場所
令和2年8月7日(金)	企画財政課 財政係	飯山市役所 第2委員会室

### 4 審査の結果

この審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	－	－	13.78	※1
② 連結実質赤字比率	－	－	18.78	※1
③ 実質公債費比率	12.2	11.7	25.0	
④ 将来負担比率	17.2	19.0	350.0	

備考※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」と表示してあるが、計算結果がマイナス(黒字)であったためによる。

## 5 意見

健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率については、歳入が歳出を上回っており、いずれも赤字額の計上はない。

また実質公債費比率は前年度より 0.5 ポイント増の 12.2%、将来負担比率は前年度比 1.8 ポイント減の 17.2%である。

財政健全化に向けての日頃の努力を評価すると同時に、今後も効果的かつ適正な財政運営が図られるよう要望するものである。

(参 考)

### 健全化判断比率の状況

当年度の健全化判断比率は、次のとおりとなっている。

#### (1) 実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会計名		実質収支額		
		元年度	30年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一般会計	869,163	730,467	138,696
	飯山市福祉企業センター特別会計	4,521	4,710	△189
	飯山市ケーブルテレビ事業特別会計	3,062	6,353	△3,291
合 計		876,746	741,530	135,216
標準財政規模		7,894,261	7,781,833	112,428
実質赤字比率 (%)		△ 11.10	△ 9.52	—

当年度の一般会計等における実質収支額は876,746千円で、標準財政規模7,894,261千円に対する割合、実質赤字比率は△11.10%となっており、黒字の状況となっている。

## (2) 連結実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額			
		元年度	30年度	対前年度増減	
一般会計等	一般会計	869,163	730,467	138,696	
	一般会計等に属する特別会計				
	飯山市福祉企業センター特別会計	4,521	4,710	△189	
	飯山市ケーブルテレビ事業特別会計	3,062	6,353	△3,291	
小計(A)		876,746	741,530	135,216	
特別会計以外の会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る				
	飯山市国民健康保険特別会計	6,832	3,572	3,260	
	飯山市介護保険特別会計	83,414	83,161	253	
	飯山市後期高齢者医療特別会計	1,010	1,250	△240	
	飯山市駐車場事業特別会計	389	378	11	
小計(B)		91,645	88,361	3,284	
公 営 企 業 会 計 名		資金不足・剰余額			
		元年度	30年度	対前年度増減	
法適用企業	宅地造成事業以外	飯山市水道事業会計	1,078,958	947,498	131,460
法非適用企業	宅地造成事業以外	飯山市簡易水道特別会計	4,864	3,397	1,467
		飯山市公共下水道事業特別会計	18,407	21,207	△2,800
		飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	18,737	21,666	△2,929
		飯山市農業集落排水事業特別会計	6,258	11,582	△5,324
小 計 (C)		1,127,224	1,005,350	121,874	
合 計 (A+B+C)		2,095,615	1,835,241	260,374	
標 準 財 政 規 模		7,894,261	7,781,833	112,428	
連結実質赤字比率 (%)		△ 26.54	△ 23.58	—	

(注)

- 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。
- 2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施にともなう収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、具体的には、次に掲げる事業（地方公営企業法を適用していない事業に限る。）に係る特別会計をいう。（国民健康保険・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・駐車場事業特別会計）
- 3 公営企業会計とは、法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計をいう。

当年度の一般会計等における実質収支額は8億7,675万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は9,165万円、公営企業会計（法適用企業）における資金剰余額は10億7,896万円、全会計における実質収支額または資金剰余額の合計額は20億9,562万円、標準財政規模に対する割合、連結実質赤字比率は△26.54%となっており、黒字の状況となっている。

(3) 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	29年度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	1,394,815	1,131,821	1,091,343
② 積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	851,213	931,637	934,640
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	202,263	199,764	182,314
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	20	66	3
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0
⑧ 特定財源の額	100,853	97,093	91,211
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	570,272	623,594	634,215
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	955,594	756,824	687,805
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	25,718	25,536	25,339
⑫ 標準税収入額等	3,138,965	3,150,945	3,187,861
⑬ 普通交付税額	4,456,481	4,263,251	4,142,263
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	298,815	367,637	354,571

	実質公債費比率 (%) (単年度)	実質公債費比率 (%) (3カ年平均)		
		12.2	11.7	11.2
令和元年度	12.54792			
平成30年度	11.92370			
平成29年度	12.14596			
平成28年度	11.05340			
平成27年度	10.48280			

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） ①  
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） ②+③+④+⑤+⑥+⑦  
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧  
 D : 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）  
 ⑨+⑩+⑪  
 E : 標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」） ⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費率（3カ年平均）は、12.2%となっており、前年度と比較して、0.5ポイント上昇したが、早期健全化基準25.0%は下回っている。

(4) 将来負担比率の状況

ア 将来負担額の状況

(単位:千円)

区 分	金 額		
	元年度	30年度	対前年度増減
地方債の現在高	13,084,657	12,565,517	519,140
債務負担行為に基づく支出予定額	657,520	747,958	△ 90,438
公営企業債等繰入見込額	7,399,269	7,758,935	△ 359,666
組合負担等見込額	986,839	1,187,626	△200,787
退職手当負担見込額	1,987,204	1,962,950	24,254
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
地方道路公社	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
第三セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 (A)	24,115,489	24,222,986	△ 107,497

イ 充当可能財源等

(単位:千円)

区 分	金 額		
	元年度	30年度	対前年度増減
充当可能基金	5,064,080	4,947,797	116,283
充当可能特定歳入	937,998	970,146	△32,148
うち都市計画税	644,874	654,789	△9,915
基準財政需要額算入見込額	17,017,245	17,089,955	△75,710
計 (B)	23,019,323	23,007,898	11,425

## ウ 将来負担比率

元年度	30年度	対前年度増減
17.2	19.0	△ 1.8

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{A - B}{C - D}$$

A：将来負担額 ( 24,115,489 千円 )

B：充当可能財源等 ( 23,019,323 千円 )

C：標準財政規模 ( 7,894,261 千円 )

D：算入公債費等の額 ( 1,551,584 千円 )

当年度の将来負担比率は、17.2%となっており、前年度と比較して 1.8 ポイント減少し、早期健全化基準 350.0%を下回っている。

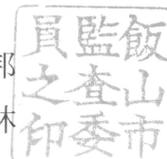




監委第 16 号  
令和 2 年 8 月 17 日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市監査委員 服部 晴邦  
飯山市監査委員 上松 永林



令和元年度飯山市公営企業会計経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和元年度飯山市公営企業会計経営健全化資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。



## 令和元年度 飯山市公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 2 審査の主な実施内容・着眼点

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、飯山市監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施場所及び日程

実 施 期 日	監 査 対 象 課 等	実施場所
令和2年8月7日（金）	企画財政課 財政係	飯山市役所 第2委員会室

### 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

（単位：％）

会 計 名	令和元年度 資金不足比率	平成30年度 資金不足比率	経営健全 化基準	備 考
水道事業会計	—	—	20.0	資金不足はない
簡易水道特別会計	—	—	20.0	資金不足はない
公共下水道事業 特 別 会 計	—	—	20.0	資金不足はない
特定環境保全公共下水道事業 特 別 会 計	—	—	20.0	資金不足はない
農業集落排水事業 特 別 会 計	—	—	20.0	資金不足はない

(参 考)

資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次のとおりとなっている。

(単位：千円、%)

項 目	元年度	30年度	対前年度増減	
水道事業会計	資金不足・剰余額	1,078,958	947,498	131,460
	事業の規模	452,432	464,411	△11,979
	資金不足比率	-	-	-
簡易水道特別会計	資金不足・剰余額	4,864	3,397	1,467
	事業の規模	20,794	19,346	1,448
	資金不足比率	-	-	-
公共下水道事業特別会計	資金不足・剰余額	18,407	21,207	△2,800
	事業の規模	229,376	247,966	△18,590
	資金不足比率	-	-	-
特定環境保全公共下水道事業特別会計	資金不足・剰余額	18,737	21,666	△2,929
	事業の規模	91,569	92,380	△811
	資金不足比率	-	-	-
農業集落排水事業特別会計	資金不足・剰余額	6,258	11,582	△5,324
	事業の規模	71,297	69,650	1,647
	資金不足比率	-	-	-

※「資金不足・剰余額」について、不足している場合は負の値になります。

算定式は、下記のとおり

資金不足比率 (%)	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
------------	---	--------------------------------------

すべての公営企業において資金不足は生じていない。

